時事新報

第千四百二號

明治十九年十月九日　土曜日

舊丙戌九月十二日（壬寅）

日出午前六時零二分　日入午後五時三十二分

月出午後三時四十分　月入午前二時零九分

滿潮午前二時四十三分　滿潮午後三時十七分

（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價（明治十九年十月一日改正）

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

生產業の保護

西洋の經世家は經濟上專ら分配即ちヂストリビユーシヨンの事を講究するに力を盡して生產即ちプロダクシヨンの事に注意するには左まで深切ならざるが如し蓋し然る所以のものは他に非ず西洋諸國にてハ民間に資本家もあり起業家もあり人々獨立に生產の事を營んで政府の保護助言を煩はすの場合少なきが故に經世家も亦敢て其邊に干涉するを要せず唯其生產を公平に適當に分配するの計策に就てのみ獨り其思案を勞することならん然るに我日本國にては民間獨立の企業家に乏しく資本家資本なきに非ざれども膽識甚ゞ小にして活潑に之を利用するものなく國中到る處山に水に將た平地に遺利の拾ふ可きもの多しと雖ども理財の識なくして其遺利を拾ふの工夫を得ざるものあり或は之を知りて之を拾ふの勇なきものあり要するに我國にては私に獨立に大仕掛に生產の事を營むもの少なきが爲め其生產業を振起して國の爲め商工の規摸を廣めんとするには政府の保護も時に必要なるの場合なきに非ず即ち日本の經世家が居常殖產興業の事を喋々する所以ならん左れば西洋諸國にて經世家が國の經濟論として論ずる所を聞けば大抵分配の事にして彼の英國に喧しき愛蘭處分議案の如きも其の一部分ハ土地買上案の如く分配論にして經世家の立論計畫する所と見れば生產の事其大半を占め蠶糸業甚ゞ振はずと云へば政府の手を以て製糸場を設立し或は生糸改良の爲めにとて保護金を給し原野開墾の爲めにとて官金を貸し下げ茶業振起と云ひ陶器改良と云ひ生產の事ハ振興に就て政府ハ保護を仰ぐもの少なからず或は北海道の部に入れば砂糖昆布干鮑等の製造採獲を始めとし生產の事にして一も政府の保護を煩はさず純乎として獨立に營業するものなきが如きは是れ即ち今日に於て東西經濟の趣を異にするの根原にして我輩は我國の進步の爲めに痛惜する所なりと雖ども從來の處にて國步の先後如何ともす可らず政府が生產の事に干涉するも誠に是非なき次第なりとして扨て今後の經世家に向て我輩の所望を申せば政府ハ最早民間の生產に干涉せず殖產興業は巧にも拙にも一に人民の私に任して西洋經世家を學び其生產を公平適當に分配するの方案にのみ關心するやうの覺悟あらんことの一事あり從來政府が民間の生產業を保護するに就ては官邊に萬難に攀ぢ得たるものは保護の甘露に浴して得々たれども顧みて其保護に霑はざるものを見れば一方の生長する程に此方は萎縮するの姿にて爲めに營業するもの少なからざりし由なり但し幸にして此際に外國人を交へず營業も不都合も總べて日本人同士の關係なれば餘り外間にも立たず餘り不平にも逢はざりしことなれども今後條約の改正ありて外國人が追々內地に雜居し山に水に將た平地に日本人同樣に生產の事を營むに當り政府獨り日本人のみを保護して外國人を度外視することを得べきや何の生產にても政府の保護あれば目前の處にては幾分か便利あるのみならず其便利は往々他の不便利を釀すことあるが故に此際政府にて偏頗の保護を與ふることあらば雜居の外國人等は或は不平を鳴らすことあらん是等の苦情を外にして一般に思考したる處にても政府が生產業を保護するは每度不得策の例少なからず蓋し人間の弱點として政府の保護などを得るときは恰かも無盡藏の鍵を得たるが如き想ひをなして或は當初より規模を廣くし過ぎ或は何處となく不取締の癖を生じて十分見込みある事業にても得失相償はざるに至るは珍らしからぬ例にして拜借金は皆無と爲り返納の責任は一身一社に歸して「官金も今は仇なれ是なくば」など評す可き境遇に陷りし者なきに非ずといふ左れば人々の結局の便利を謀るに政府は最早私業に干涉することを廢し人々をして其私の力に堪ゆる丈けの生產業を營ましめ政府は唯其營業の自由を妨ぐるものを拂ひ財の既に成りたるものを公平適當に分配せしむる事丈けに注意せんこと我輩の希望する所なり

官報

○勅令

朕帝國ト亞米利加合衆國トノ間ニ締結シタル兩國犯罪人引渡條約批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治十九年十月六日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵井上馨
司法大臣伯爵山田顯義

日本國亞米利加合衆國犯罪人引渡條約譯文

日本皇帝陛下及ヒ亞米利加合衆國大統領ハ兩國內並ニ其管轄內ニ於テ司法事務ヲ益周到ナラシメ及ヒ犯罪ヲ防止センカ爲メ下ニ揭クル犯罪ニ付有罪ノ宣告若クハ告訴告發ヲ受ケ未タ處分ヲ經スシテ逃亡スル者ハ其情狀ニ據リ互ニ之ヲ引渡スノ便宜ナルヲ認メ之レカ爲メ條約ヲ締結スルコトニ決シ日本皇帝陛下ハ外務大臣伯爵井上馨ヲ亞米利加合衆國大統領ハ日本駐劄特命全權公使リチヤード、ビー、ハツバードヲ各其全權委員ニ命セリ因テ双方全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ誠實適式ナルヲ認メ左ノ條々ヲ議定ス

第一條　締約國一方ノ管轄內ニ於テ第二條ニ揭クル犯罪ニ付有罪ノ宣告若クハ告訴告發ヲ受ケタル者他ノ一方ノ管轄內ニ於テ發見セラレタルトキハ締約兩國政府ハ本條約ニ開列スル情狀及ヒ制限ニ遵ヒ互ニ之ヲ引渡スヘシ〇第二條　一、謀殺、謀殺未遂犯、其他殺人罪　二、貨幣ノ僞造若クハ變造、僞造若クハ變造貨幣ノ發行或ハ行使、公債證書、其利札、銀行紙幣、其他公衆ノ信用ヲ受クヘキ證書類ノ僞造並ニ其發行若クハ行使　三、文書ノ僞造若クハ變造並ニ其行使　四、監守盜即チ官吏又ハ監守人締約國一方ノ管轄內ニ於テ公金ヲ私用スル罪並ニ傭主ノ損害トナルヘキ被傭人ノ監守盜　五、強盜若クハ五十弗以上ノ竊盜　六、重刑ニ當ル罪ヲ犯スノ目的ヲ以テ夜間若クハ晝間他人ノ家宅ヲ破壞シ之ニ侵入スル罪　七、重刑ニ當ル罪ヲ犯スノ目的ヲ以テ官衙、國立銀行、私立銀行、貯蓄銀行、財產管理會社、及保險會社並ニ其他會社ノ家屋ヲ破壞シ若クハ破壞セスシテ之ニ侵入スル罪　八、僞證及僞證教唆　九、強姦　十、放火　十一、國際法ニ於テ海賊ト認ムル罪　十二、引渡ヲ請求スル國ノ旗章ヲ揭ケタル船舶大洋航行中其船內ニ於テ犯シタル謀殺、謀殺未遂犯、及ヒ其他ノ殺人罪　十三、惡意ヲ以テ鐵道、馬車鐵路、船舶、橋梁、家屋及ヒ公用建物並ニ其他ノ建物ヲ破壞シ若クハ破壞セントシ謀リ其所爲人命ニ危害ヲ生スヘキモノ　十四、銀行營業者、受託人、銀行若クハ財產管理會社ノ頭取役員ノ詐僞ニシテ現行法律ニ據リ罪トナルヘキモノ〇第三條　請求ニ係ル人引渡ノ請求ヲ受ケタル國ニ於テ審判中ナルトキハ之ヲ引渡スト引續キ之ヲ審判スルトハ該國ノ隨意タルヘシ但其審判外逃亡人ノ引渡ヲ請求スル罪ノ爲メニ非サルトキハ一時其引渡ヲ遲滯スルコトアルモ終ニ之ヲ拒ムコトヲ得ス〇第四條　若シ請求ニ係ル人ヲ政事上ノ犯罪ニ付審判シ若クハ處刑セントスルノ目的ヲ以テ引渡ヲ請求シタリト認ムルトキハ其引渡ヲ爲サヽルヘシ又引渡サレタル人ハ其引渡前ニ犯シタル政事上ノ犯罪ニ付審判若クハ處刑セラルヽコト無ルヘシ〇第五條　引渡ノ請求ハ締約國相互ノ外交官ヲ經テ之ヲ爲スヘシ若シ外交官其國內又ハ其政府所在ノ地ニ駐留セサルトキハ高等領事官之ヲ爲スヘシ、已ニ有罪ノ宣告ヲ受ケタル逃亡人ノ引渡ヲ請求スルニハ其宣告ヲ爲シタル裁判所ノ證印アル宣告文寫其裁判官ノ職權ニ付相當行政官ノ證明書及ヒ其行政官ノ職權ニ付日本又ハ合衆國ノ公使若クハ領事ノ證明書ヲ添フヘシ若シ逃亡人告訴告發ヲ受ケタルノミナルトキハ請求國ニ於テ發シタル逮捕狀ノ公寫及其逮捕狀ヲ發スルノ根據トナリタル證據書類ノ公寫ヲ添フヘシ、逃亡人ノ引渡ハ之ヲ發見シタル國ニ於テ本罪ヲ犯シタルモノトセハ該國ノ法律ニ遵ヒ之ヲ逮捕シ及ヒ審判ニ付スヘキ刑事上ノ證據充分ナル場合ニ限ルモノトス〇第六條　本條約第二條ニ揭クル犯罪ニ付告訴告發ヲ受ケタル逃亡人逮捕ノ爲メ相當官吏ヨリ逮捕狀ヲ發シタル旨外交官ヲ經由シ電報ヲ以テ通知アリ且該逃亡人引渡ノ請求ハ追テ本條約ノ條款ニ從ヒ之ヲ爲スヘキ旨該外交官ヨリ保證シタルトキハ締約國政府ハ假ニ之ヲ逮捕シ相當ノ期限內即チ二月ヲ超過セサル間之ヲ監禁シ其引渡請求ノ根據ト爲ルヘキ書類ノ提出ヲ待ツヘシ〇第七條　締約國ハ本條約ノ條款ニ因リ五ニ其臣民ヲ引渡スノ義務ナキモノトス但其引渡ヲ至當ト認ムルトキハ之ヲ引渡スコトヲ得ヘシ〇第八條　被告人ノ逮捕監禁訊問及ヒ送致ノ費用ハ其引渡ヲ請求シタル政府ニ於テ之ヲ支辨スヘシ〇第九條　本條約ハ其批准交換後六十日ヲ經テ效力ヲ有スヘシ而シテ締約國ノ一方ニ於テ之ヲ廢止スルコトヲ得ヘシト雖モ其廢止ノ通知ヲ爲シタル後六月間ハ仍ホ其效力ヲ存スヘシ、本條約ハ可成速ニ批准シ華聖頓府ニ於テ其批准ヲ交換スヘシ右確證トシテ雙方ノ全權委員ハ各本條約二通ニ署名調印スルモノナリ

明治十九年四月二十九日西暦第一千八百八十六年四月二十九日東京ニ於テ書ス

井上　馨
リチヤード、ビー、ハツバード

亞米利加合衆國政府ハ前條約ニ左ノ修正ヲ爲サンコトヲ請求セリ

第二條「第一項謀殺、謀殺未遂犯、其他殺人罪」トアルヲ「謀故殺及ヒ其未遂犯」ト改ム、同條第四項「私用スル罪」ノ下「並ニ傭主云々」ノ十九字ヲ削除ス、同條第五項「強盜」ノ下「若クハ五十弗以上ノ竊盜」ノ十一字ヲ削除ス、同條第十四項全文ヲ削除ス、第四條中「其引渡前ニ犯シタル政事上ノ犯罪」ノ下「若クハ其引渡ヲ許シタル犯罪ノ外」ノ十五字ヲ追加ス、第六條中「相當官吏ヨリ」ノ下「妥當ノ證據アルニ依リ適法ノ」ノ十三字並ニ「電報」ノ下「又ハ其他書面」ノ六字及ヒ「締約國政府ハ」ノ下「法律ノ範圍內ニ於テ」ノ九字ヲ追加ス

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

帝國及亞米利加合衆國兩全權委員ノ締結記名調印シタル兩國犯罪人引渡條約及ヒ亞米利加合衆國政府ノ發議ニ係ル該條約ノ修正事項ヲ朕親シク閲覽點檢セシニ能ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ總テ之ヲ嘉納批准シ日本帝國ニ於テ該修正ヲ加ヘタル兩國犯罪人引渡條約ヲ履行遵奉セシムルコトヲ茲ニ約ス

神武天皇即位紀元二千五百四十六年明治十九年九月廿五日東京帝宮ニ於テ親カラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　御璽

外務大臣伯爵井上馨

西暦千八百八十六年四
及亞米利加合衆國ノ両
渡條約ニ華聖頓府ニ於
リト雖モ兩締約國ハ其
ニ議定シ又條約ノ末文
二十九日東京ニ於テ書
之ヲ西暦千八百八十六
解スルコトニ議定シタ
本件ニ關シ各其政府ヨ
爲メ互ニ相會同シ雙方
モ能ク符合スルヲ以テ
右證トシテ下ニ連署
ヲ記シ印ヲ鈐ス
西暦千八百八十

朕尋常師範學校官制
御名　御
明治十九年
十月六日

勅令第六十五號

尋常師範學

第一條　尋常師範學
頭、教諭、助教諭、幹事
長ハ府縣知事ノ命ヲ
ヲ統督ス但學校長ヲ
校長ノ職務ヲ掌ラシ
ニ兼任シ學校長ノ監
ヲ保持スルコトヲ掌
ノ監督ニ屬シ教授ノ
長及教頭ノ監督ニ屬
事ハ學校長ノ指揮ヲ
ハ學校長及幹事ノ指
ル〇第八條　訓導ハ
學校生徒教授ノ事ヲ
助ク〇第九條　書記
第十條　教諭助教諭
員數ニ應シテ之ヲ定
任ノ待遇ヲ受ケ學校
常師範學校職員ハ勅
三十六號判任官官等
令ノ限リニアラス

○內務省告示第二十
明治十九年第二回東
ヨリ舉行ス
但右受驗人ハ同日
明治十九年十月

○東京府告示第九十
東京府臨時病院第二
ノ外他ノ傳染病患者
臨時病院分院ヘ入院
明治十九年十月

○高等師範學校女生
今洋服を着せしむる
等は一切之を用ふる

○軍艦回航　磐城艦

雜

○末松氏の演劇改良
かく種々申し上ぐれ
西洋とても往古は日
し居りしろは若し兩
樣なる仕末もありた
進めば進むに從つて
るべし
興行時は大抵夜を以
は晝間臨時に別興行
暗くして燈火もて明
りやうなる次第は
景色などに至りては
合せて其絕景絕色を
見ると同時に直ちに
左すれば日本にて